

## 福岡市自殺対策総合計画の計画期間の延長について

### (1) 計画の期間について

次期福岡市自殺対策総合計画については、次の国の自殺総合対策大綱を踏まえて作成する予定としており、同大綱の見直しが平成 29 年 8 月頃と予想されることから、現在の計画期間の「平成 25 年度～平成 28 年度」を 1 年間延長し、「平成 25 年度～平成 29 年度」とする。

### (2) 計画の数値目標について

現計画の数値目標については、平成 28 年の数値を目標値としており、同値を平成 29 年度に検証し、計画の改定を行うことから、目標の時点及び数値については変更しないものとする。

<参考：現計画の数値目標>

①自殺者数（厚生労働省人口動態統計より）

平成 17 年 321 人から、平成 28 年までに 256 人以下へ（20%減）

②こころの健康に関して各区保健福祉センターや精神保健福祉センターが相談窓口であることを知っている市民の割合（市民の健康づくりに関するアンケート調査（福岡市実施）より）

平成 24 年：30.8%から 平成 28 年：50%に

③うつ病には様々な身体症状があることを知っている市民の割合（市民の健康づくりに関するアンケート調査（福岡市実施）より）

平成 24 年：63.7%から 平成 28 年：80%に